

新「会社法」成立の覚え書 The Notes of New Corporation Law

吉田 勝弘
Katsuhiko Yoshida

目 次

- I. はじめに
- II. 1円会社と1人役員
- III. 敵対的買収と防衛策
- IV. 企業再編と国際化
- V. 自己株式とストック・オプション
- VI. むすびにかえて

I. はじめに

わが国の企業会計は、周知のようにトライアングル体制と呼ばれる「商法」「税法」「証券取引法」の3つの法律によって複合的に規定されている。この一翼である商法がこのたび大改正された。会計学を学ぶものにとって、この大改正の方向性、つまり改正商法の「法の精神」がいかなるものであるかを紐解いておく必要性を痛感した。とはいえ、本稿は、改正商法の解説に主眼を置くものではない。したがって、本稿の目的は、このたびの大改正が、わが国の企業にいかなる影響を与え、わが国の企業会計にいかなる問題を投げかけているかを導き出すことである。本稿は、理論的に論証しているものではなく、企業会計に投げかけている問題を探る域を出ていない。かかる意味で、本稿は覚え書(研究ノート)として位置づけるものである⁽¹⁾。

五十数年ぶりに商法が抜本的に改正され、平成17年6月、商法に代わるものとして「会社法」が新たに成立した⁽²⁾。商法の歴史は古く、明治32年に制定され、昭和24年にGHQ指導により刷新された。その後、経済界の要請により部分改正がたびたび行われ、特に平成に入ってから議員立法による改正や経済状況の変化に対応した改正が毎年のように繰り返されてきた。このため、商法全体の整合性が崩れ、商法それ自体が時代の要請に適合しなくなったことが誰の目にも明らかとなった。また、わが国に

は株式会社が約114万社あると言われているが、株式を公開している大企業はそのうち4000社弱しかない。したがって株式会社の98%以上が中小企業ということになる。もともと株式会社制度は大規模な株式公開会社を想定してつくられたものであるから、初めから法と現実の間に乖離が生じていたわけである。

このたび新しく制定された会社法の外見的特徴は、従来のカタカナ表現からひらがな表現の現代文になったこと、また用語の整理も行われ枝番条文がなくなりスッキリしたことである。例えば、前者は「会社ハ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス」から「株式会社は、その本店の所在地において設立を登記することによって成立する」へ、また後者は「商法第204条ノ3ノ2」から「会社法第309条」へと改正されたことである。このため会社法は、非常に読みやすくなったと言えよう。本稿では、会社法として新しく制定される前の商法を「旧商法」と呼ぶことにする。

II. 1円会社と1人役員

旧商法を適用して会社を設立するためには、最低資本金として株式会社の場合は1000万円、有限会社の場合は300万円以上の出資金が必要であった。しかし、この最低資本金の規定が新会社設立の足かせとなっていたため、平成14年に成立した時限立法の「中小企業新事業活動促進法」において、ベンチャー企業の創業支援策として、会社設立後5年間で最低資本金額まで増資することを条件に、資本金1円での会社設立を許可した。会社法では、この「会社設立後5年間で最低資本金額まで増資せよ」が廃止され、無条件で「資本金1円の設立」が恒久化された。また、株式会社の最低資本金制そのものが撤廃されたため、資本金1円まで減資することも可能となり、資本金運用が非常に弾力的になったと言えよう。

また、「とりあえず法人格の取得をしておく」というような場合、今までは、最低資本金の制約をうけない合名会社や合資会社の設立をもって法人格取得を行ってきた。しかし、会社法施行後は、法人格取得目的の合名・合資会社の設立は意味がなくなるであろう。したがって、初めから株式会社設立をもって法人格を取得するようになり、中小零細の株式会社が雨後の竹の子のように登場することが予測できる。

旧商法では、株式会社設立には取締役を3人以上選任しなければならなかった。しかし、会社法では、原則的には3人以上で取締役会を構成しなければならないが、株式譲渡制限会社の場合には取締役会を置かないことが許され、取締役は1人でもよいことになる。株式譲渡制限会社とは、会社法では「公開会社でない株式会社」と規定されている。つまり、株式譲渡制限会社は、株式を譲渡する場合には株式会社(取締役)の承認を得さえすれば良い会社のことである。言い換えれば、1人の取締役が株式会社の経営権の全部を掌握することになると言えよう。

要するに、会社法施行後は、「1円会社」と「1人役員」という安易な株式会社が、簡単に設立でき

るのである。特にベンチャービジネスといわれる中小零細企業が主体の情報管理部門、IT関連部門、高齢者対象の介護・宅配部門、医療健康増進部門、安全食品部門といった新事業において、株式会社の設立が相次ぐと予想される。今まで以上に、産業構造の転換に拍車がかかることは間違いないと言えよう。

Ⅲ. 敵対的買収と防衛策

ニッポン放送をめぐるライブドアとフジテレビの争奪戦はまだ記憶に新しいものである。株式市場の時間外取引を利用して買収先の株式を買い進むことで、金さえあれば会社の支配権は簡単に手に入れることができるのかと多くの国民が半ば感心し、多くの経営者は半ば不安に思いながら見ていたにちがいない。株式を公開している大規模な株式会社を支配するには、基本的には、買収者自らが、取締役会の構成員(経営陣)になること、もしくは取締役会に対して強い発言力を持つことである。そのためには、取締役会は株主総会で選任されるわけであるから、株主総会での議決権いわゆる普通株式を買い占めればよいことになる。

従来は、株式相互持ち合いという日本的経営で敵対的M&A (Merger & Acquisition) に対抗してきた。株式相互持ち合いとは、例えば、A社がB社へ出資することでB社株式を取得し、逆に(同時に)B社がA社へ出資することでA社株式を取得することである。これは、互いに資金が行き来するだけで資本の目減りはない。ところが、互いに相手の株式を持つことで、互いに相手を支配することになる。これを数十社の企業グループ内で放射線状に行うことで、企業グループのスクラムが強固になり、M&Aの入り込む余地はなくなる。これがわが国の敵対的M&Aの防衛策であった。

近年、この株式相互持ち合いが急速に解消されてきている。新会計基準の導入により、企業グループ全体での決算(連結会計)が強制され、企業グループ内での「損失飛ばし」ができなくなり株式を持ち合う意味が薄れたことがその原因の1つである。さらに売買目的有価証券の評価損の強制計上により決算損失が出ている場合、決算損失と相殺するために「塩漬け」になっている子会社・関連会社株式を売買目的有価証券に変更し、その放出が進展している。これが2つめの原因である。

今日の日本企業は無防備状態で敵対的M&A、特に外国企業によるM&Aの危機にさらされていると言えよう。そこで、会社法は、これの防衛策として敵対的買収者の議決権比率を引き下げるポイズン・ピル(Poison Pill: 毒薬条項)の使い勝手を良くした。

第1のポイズン・ピルは、あらかじめ既存の株主に新株を購入できる権利(新株予約権)を割り当てておき、買収者が現れた場合、新株予約権を行使して株式を引き受けってもらうことで、買収者の議決権比率を引き下げることである。新株予約権とは、将来一定の条件で株式を取得できる権利である。旧商法でも、買収者以外の株主だけが行使できる新株予約権を発行することが可能であったが、権利を行使するかどうかは個々の株主の判断にゆだねられていた。このため、株主が面倒くさがりたり忘れりすると狙い通りにことが進まず防衛策の効果が薄まるおそれがあった。そこで、会社法は、この制度を改

良し、買収者が危険水準まで株式を買い占めた場合、株主の判断にかかわらず自動的に新株の発行を行えるようにした。

第2のポイズン・ピルは、会社法施行後、会社の定款にあらかじめ定めておくことで、買収者が保有する株式だけを決議権のない株式に強制的に転換することが可能になったことである。つまり、買収者が危険水準まで株式を買い占めた場合、株主総会の特別議決により、買収者が保有している普通株式を一举に議決権制限株式に変更することができるようになった。

また、敵対的M&Aなどの経営の根幹にかかわる事項については、旧商法では、株主総会で議決権の過半数の株主が出席し、その「3分の2以上の賛成」が必要となっていたが、会社法では、定款によってこの条件を「4分の3以上の賛成」に引き上げることが可能になる。このように、会社法は、敵対的M&Aの防衛策を拡充した。また、視点を変えてみれば、会社法は、取締役会の権限を拡大し、取締役会の会社支配権を強固なものにしたと言えよう。

IV. 企業再編と国際化

旧商法では合併、会社分割、株式交換といった会社組織の再編に際して、消滅する会社の株主に対し、「対価」として交付される財産は、存続する会社の株式のみとされており、金銭等を交付する企業再編は認められていなかった。そのため、かねてより、経済界からより迅速な企業再編を可能とする「対価の柔軟化」について強く求められていた。そこで、会社法では、吸収合併、吸収分割、株式交換の場合に、消滅会社の株主に対して、存続会社の株式を交付せずに、金銭その他の財産を交付することができるようになった。

ただし、会社法では、存続会社は対価の割り当てについての理由の開示だけでなく、その対価の内容を相当とする理由についても開示を必要としている。とはいえ、この「対価の柔軟化」により、株式交付の代わりに、消滅会社の株主に金銭等を交付することが可能になったのである。これにより存続会社は再編前と再編後において株主構成を維持したまま企業再編を行うことができる。つまり、会社支配の力関係に変化なく新しい企業に生まれ変わることが可能になる。

なお、新設合併、新設分割については、いずれも会社を新設するものであり、株式を交付しないことはあり得ないため、旧商法と同様に会社法でも、金銭その他の財産のみの交付による再編行為は当然認められていない。

旧商法では、吸収合併の際、吸収される会社の株主に支払う対価は、存続会社の株式に限られていたが、会社法では、「対価の柔軟化」により、消滅会社の株主に、存続会社の親会社の株式を交付する吸収合併(三角合併)が可能になる。この方法により、外国企業が日本に子会社を設立し、その子会社が日本の企業を吸収合併する際に、その対価として外国親会社の株式を交付することで、外国企業が日本の企業を子会社化することが可能になる。この三角合併の導入により、わが国は、国境を越えた企業

再編（外資の導入）が今後さらに進むものと言えよう⁽³⁾。

V. 自己株式とストック・オプション

自己株式とは、自社が発行した株式のことである。株式市場に流通している株式を指す場合もあるが、流通している自社の株式を取得し保有している株式を自己株式（金庫株）と言う場合が一般的である。自己株式を取得するには、市場買い付けと譲渡人を特定した相対取引とあるが、いずれにしても有償で取得するのが一般的である。

会計理論としては、自己株式取得には2つの学説がある。1つは自己株式（有価証券）という資産の増加（自己株式資産説）であり、もう1つは自己株式が出資金の払い戻しに相当するという資本の減少（自己株式資本説）である。従来から商法では、自己株式の取得は、資本の払い戻しに相当するため原則禁止としていた。たとえ取得したとしても、自己株式は速やかに処分しなければならないものと考えられていた。ところが、平成13年の商法改正で、自己株式取得を解禁し無期限に保有することを認めた。それでも商法上では自己株式資本説を採用しており、自己株式の取得は資本取引とみなされ、自己株式を「資本の部」の控除項目としている。

ともあれ、会社法では、自己株式取得がより緩和されている。旧商法では、自己株式を取得する場合は年1回の定時株主総会の決議が必要であったが、会社法では、定時株主総会に限定せず臨時株主総会でも決議が可能となった。つまり、自己株式取得に弾力性が増したのである。

自己株式を取得する目的は、新株予約権の行使時に割り当てる株式として保有しておくことと、ストック・オプション（Stock Option）のために保有しておくこと、また株式市場に流通する自己株式を消却し「一株あたり利益」を向上させることによって自社の株価を引き上げることの3つが考えられる。

ストック・オプションは、アメリカで定着している効果的な労務管理である。会社が自社の役員および従業員に対して、賃金の一部としての一時金（ボーナス）を現金で支払うのではなく、ストック・オプションという権利を与える。言い換えれば、ストック・オプションとは、役員および従業員に対して与える社内向けの新株予約権のことである⁽⁴⁾。

周知のように、株価は企業業績に敏感に反応するものである。業績が上がれば、通常は株価が上昇する。したがって、ボーナスの金額以上に自社の株価が上昇した時、ストック・オプションの権利を行使すると、ボーナス以上の自己株式が取得でき、これを売却することでボーナス以上の現金が手に入る。これがストック・オプションの仕組みである。つまりストック・オプションは、企業業績が上がれば上がるほど自己株式の株価が上昇するので、役員および従業員の会社への帰属意識と労働インセンティブを増加させるという労務管理として利用されている。会社法による自己株式の取得・保有・処分の弾力化は、新株予約権とストック・オプションの活用により大きな幅を持たせたと言えよう。

VI. むすびにかえて

本稿の目的は、会社法の逐条的解釈ではなく、会社法がわが国の企業にいかなる影響を与え、わが国の企業会計にいかなる問題を投げかけているかを導き出すことにあった。したがって、本稿は、理論的に論証しているものではなく、会社法が投げかけている問題点をトピック的に取り上げた。新しい会社法が成立した今日、この覚え書の「むすび」として、会社法がわが国の企業会計に与える影響を探ることとしたい。

まず、第1に「1円会社と1人役員」で明らかになったことは、「1円会社と1人役員」とは、1人の取締役が、資本金1円の株式会社(=初期の資金が全額借入金の株式会社)の経営権の全部を掌握できるということである。会社法施行後、安易な株式会社が簡単に設立できるようになる。高齢化社会・IT社会に対応したベンチャー企業が雨後の竹の子のように登場し、今以上に、産業構造の転換が進むと考えられる。会社設立が簡単であれば、その裏返しである会社倒産も簡単である。債権者保護という観点から言えば、会社法の精神は大きく転換したと言える。また、会社法は、長期固定資産は資本金で賄う方が企業財務上の安全性が高いという従来の会計観にも大きな影響を与えることになるであろう。

次に「敵対的買収と防衛策」で明らかになったことは、敵対的M&Aに対して無防備状態にある日本企業に対して、会社法は、買収者の議決権比率を引き下げるポイズン・ピルを拡大し、取締役会の会社支配権を強固なものにしたことである。ポイズン・ピルの拡大にともない様々な資金調達手段が編み出されることは容易に予想される。変則的な有価証券が、売買目的有価証券なのか、それとも満期保有目的債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券なのかという区分の明確化とその評価方法に会計問題が発生するであろう。

第3に「企業再編と国際化」で明らかになったことは、会社法は、吸収合併・分割、株式交換の場合に、消滅会社の株主に対する金銭交付を可能にしたことである。これにより、会社支配の力関係に変化なく新しい企業に生まれ変わることが可能になる。さらに吸収合併の際、消滅会社の株主に、存続会社の親会社の株式を交付する三角合併も可能にした。これにより、わが国は、国境を越えた企業再編が今後さらに進むであろう。「対価の柔軟化」が、企業結合・分割、とくに為替変動の影響を受けるのれんに与える影響を考え直す必要が出てくるであろう。

そして、最後に「自己株式とストック・オプション」で明らかになったことは、平成13年の商法改正で自己株式取得が解禁され無期限に保有できるようになったこと、会社法では、この自己株式取得がより緩和され臨時株主総会でも決議が可能となったことである。自己株式を取得する目的の1つに、ストック・オプションのために保有しておくことがある。ストック・オプションは、役員および従業員に対して与える新株予約権である。企業業績が上がれば上がるほど自己株式の株価が上昇するので、ストック・オプションは役員および従業員の会社への帰属意識と労働インセンティブを増加させる。会社

法による自己株式の取得・保有・処分の弾力化は、ストック・オプション会計の基準化を迫るものになるであろう。

以上の4点以外にも、会社法上の重要な改正点がある。例えば、持分会社の登場、資本の部としての無額面株式、コーポレートガバナンスとしての株主代表訴訟等々である。これらはいずれも会社法上の重要な改正点であり、会計問題を引き起こす可能性があるが、これらは今後の残された課題としておく。

-
- (1) 本稿のⅠ～Ⅴは、関根稔・掛川雅仁・飯田聡一郎『新会社法の実務Q&A』（清文社、2005年）ならびに蓮見正純・六川浩明『誰でもわかる新会社法』（エクスメディア、2005年）に負うところが多い。
 - (2) 従来の商法 第2編「会社」（第1章 総則、第2章 合名会社、第3章 合資会社、第4章 株式会社、第5章 電子広告調査機関、第6章 外国会社、第7章 罰則）と、商法とは別の「有限会社法」および「商法特例法」の3つの法律が合体され、新しく「会社法」が制定され、平成18年から施行される。この会社法は979個の条文からできており、その内容は（第1編 総則、第2編 株式会社、第3編 持分会社、第4編 社債、第5編 組織変更 合併 会社分割 株式交換及び株式移転、第6編 外国会社、第7編 雑則、第8編 罰則）となっている。
 - (3) かかる外国企業による敵対的M&Aを防止するため、この三角合併の導入は1年延期され平成19年からの適用になる予定である。
 - (4) スtock・オプションの仕組みと会計処理に関しては、吉田勝弘「ストックオプション会計の諸問題」（『旭川大学紀要』第49号、2000年3月）を参照のこと。